

平成25年 第1回定例会

1 議事日程

3月13日（水曜日）午前10時開議

第3号

日程番号	議件番号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2	議案第32号	辺地総合整備計画の変更について
3	議案第33号	農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価を定めることについて
4	議案第34号	農業共済事業家畜共済危険段階共済掛金率等の変更について
5	議案第35号	農業共済事業運営協議会委員の委嘱について
6	議案第36号	損害評価会委員の委嘱について
7	議案第37号	平成25年度土幌町一般会計予算
8	議案第38号	平成25年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算
9	議案第39号	平成25年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
10	議案第40号	平成25年度土幌町介護保険事業特別会計予算
11	議案第41号	平成25年度土幌町介護サービス事業特別会計予算
12	議案第42号	平成25年度土幌町簡易水道事業特別会計予算
13	議案第43号	平成25年度土幌町公共下水道事業特別会計予算
14	議案第44号	平成25年度土幌町農業共済事業特別会計予算
15	議案第45号	平成25年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算

2出席議員（12名）

1番 秋間 紘一	8番 清水 秀雄
2番 飯島 勝	9番 中村 貢
3番 森本 真隆	10番 和田 鶴三
5番 細井 文次	11番 大西 米明
6番 出村 寛	12番 加藤 宏一
7番 服部 悦朗	13番 加納 三司

3欠席議員（0名）

4地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育委員長	力石 憲二
代表監査委員	佐藤 宣光		

5町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	後藤 忠義	保健福祉課長	大森 三宜子
会計管理者	太田 靖久	病院事務長	渡辺 博文

町民課長	伊賀 淑美	特別養護老人ホーム施設長	波多野 義弘
産業振興課長	堀江 博文	子ども課長	寺田 和也
建設課長	土生 明美	消防署長	星屋 尚司

#### 6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	神野 光男	教育課長	植田 廣幸
		高校事務長	金森 秀文
		給食センター所長	鈴木 典人

#### 7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	道端 雄伸
------	-------

#### 8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	柳谷 善弘	総務係長	仲山 美津子
------	-------	------	--------

#### 9 議事録

(午前10時00分)

1	加納議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 <b>日程第1、会議録署名議員の指名</b> をいたします。 本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、秋間紘一議員及び2番、飯島勝議員を指名いたします。
2		<b>日程第2、議案第32号「辺地総合整備計画の変更について」</b> 議題といたします。 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。 議案第32号 辺地総合整備計画の変更について説明をいたします。 ここに記載のとおり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第9項の規定により、上音更辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について議決を求めるものでございます。 変更内容につきましては、次のページの計画書によるものでありまして、変更は表にありますとおり、道路で川西東1線の改良舗装を追加するものでございます。事業費につきましては1億2,000万円、このうち辺地債の予定額は4,800万円であります。 以上で説明といたします。
	柴田副町長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。
	加納議長	
	加納議長	(なし) 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第32号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
		異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
3		<b>日程第3、議案第33号「農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価を定めることについて」</b> 議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第33号 農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価を定めることについて説明をいたします。 この賦課金につきましては、毎会計年度、町が共済事業を行うために必要とする事務費に充てる費用としまして共済加入者に賦課金を賦課するものでございます。毎年この第1回定例会で議決をいただいておりますので、農業共済条例第5条第2項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。 1の賦課総額は6,251万7,000円で、平成25年度農業共済事業会計の業務勘定の当初予算に計上した金額でございます。 2の賦課単価につきましては、(1)の麦共済割、(2)の家畜共済割、(3)の畑作物共済割は、それぞれ前年度と同額でございます。 以上で説明といたします。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第33号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
4		<b>日程第4、議案第34号「農業共済事業家畜共済危険段階共済掛金率等の変更について」</b> 議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第34号 農業共済事業家畜共済危険段階共済掛金率等の変更について説明をいたします。 これは、乳用成牛及び肥育用成牛の危険段階共済掛金率等の変更をいたしたく、議決を求めるものであります。今回の変更につきましては、農業共済条例第62条第2項の規定に基づきまして毎年度の議会で議決をいただいております変更、さらに農林水産大臣が定める料率改定がございまして、これらにより共済掛金率を改定させていただくと

いう内容でございます。

議案の165ページから174ページまでに設定表などを掲載しております。平成25年度の見込み共済金額や過去3カ年の事故率をもとに共済掛金率を設定させていただいております。まず、乳用成牛であります。165ページには事故除外しないオールリスクの場合の標準率等の設定表、それから166ページには事故除外1号の場合の標準率等設定表、167ページには死廃の標準率等計算表、168ページは死廃の危険段階整理表、169ページは病傷の標準率等計算表、170ページには病傷の危険段階整理表をそれぞれ記載をしております。

次に、肥育用成牛でありますけれども、171ページに事故除外しないオールリスクの場合の標準率等設定表、172ページには事故除外1号の場合の標準率等設定表、173ページには死廃の標準率等計算表、174ページには死廃の危険段階整理表をそれぞれ掲載をいたしております。

それでは、説明資料の30ページをお開き願いたいと思います。新旧共済掛金標準率等の比較一覧表を掲載しております。30ページには今回提案の乳用成牛の平成25年度適用率、31ページには平成24年度の適用率を掲載しております。前年度同様、共済掛金率（甲）では死廃部分の9段階、病傷部分は甲及び乙を3段階で設定するものであります。また、農林水産大臣が定める料率改定であります。31ページの一番下の表の共済掛金率（甲）の病傷部分の掛金率が本年2月28日付で農林水産省で告示された率であります。乳用成牛で見ますと、平成25年度は1.903%、平成24年度は2.001%と、0.098%下がっております。一般的に掛金標準率は3年ごとに見直しがあるわけですが、平成25年度は改定期ではないのですが、薬剤価格が引き下げとなっていることから、共済掛金率の病床部分のみが改定されたものでございます。

説明資料の32ページには肥育用成牛の平成25年度適用率、33ページには平成24年度適用率をそれぞれ掲載しております。前年度同様、共済掛金率（甲）では死廃部分で5段階設定したものでございます。農林水産大臣が定める料率改定であります。乳牛と同じく共済掛金率（甲）の病傷部分のみが改定されております。なお、家畜共済の危険段階共済掛金率の変更につきましては、議会の議決を経た上で北海道に認可申請をするということになっております。

以上で説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第34号を採決します。

		<p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
5	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p><a href="#">日程第5、議案第35号「農業共済事業運営協議会委員の委嘱について」</a>を議題といたします。</p>
	小林町長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。町長。</p> <p>議案第35号は人事案件で、農業共済事業運営協議会委員の委嘱についてでありますけれども、任期満了に伴う委嘱でありまして、記載のとおり17名の方を新たに委嘱するものでありますけれども、任期については平成25年の4月2日から平成28年の4月1日までの3年間ありますので、同意賜りますようお願い申し上げます、提案に代えさせていただきます。</p>
	加納議長	<p>説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第35号を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
6	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。</p> <p><a href="#">日程第6、議案第36号「損害評価会委員の委嘱について」</a>を議題といたします。</p>
	小林町長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。町長。</p> <p>議案第36号は、農業共済事業の損害評価会委員の委嘱でありますけれども、議案第35号と同じように任期満了に伴う委嘱でありまして、記載のとおり30名の方を新たに委嘱をするものでありまして、任期については同じく25年4月2日から28年4月1日までの3年間となっておりますので、同意賜りますようお願い申し上げます、提案に代えさせていただきます。</p>
	加納議長	<p>説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第36号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。</p>
7・8		<a href="#">日程第7、議案第37号「平成25年度土幌町一般会計予算」</a>
9・10		<a href="#">日程第8、議案第38号「平成25年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算」</a>
11・12		
13・14		<a href="#">日程第9、議案第39号「平成25年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算」</a>
15		<a href="#">日程第10、議案第40号「平成25年度土幌町介護保険事業特別会計予</a>

仲 山  
総務係長

算」

日程第11、議案第41号「平成25年度士幌町介護サービス事業特別会計予算」

日程第12、議案第42号「平成25年度士幌町簡易水道事業特別会計予算」

日程第13、議案第43号「平成25年度士幌町公共下水道事業特別会計予算」

日程第14、議案第44号「平成25年度士幌町農業共済事業特別会計予算」

日程第15、議案第45号「平成25年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算」

以上9件を一括議題といたします。

職員に朗読させます。

なお、予算書の各表の朗読は省略し、議案書のみ朗読いたします。

議案第37号 平成25年度士幌町一般会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成25年度士幌町一般会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第38号 平成25年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成25年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第39号 平成25年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成25年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第40号 平成25年度士幌町介護保険事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成25年度士幌町介護保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第41号 平成25年度士幌町介護サービス事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成25年度士幌町介護サービス事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第42号 平成25年度士幌町簡易水道事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成25年度士幌町簡易水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第43号 平成25年度士幌町公共下水道事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成25年度士幌町公共下水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第44号 平成25年度士幌町農業共済事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成25年度士幌町農業共済事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第45号 平成25年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算。

地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成25年度士幌町国民

加納議長	<p>健康保険病院事業会計予算を、別案のとおり提出する。</p> <p>以上でございます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題としている議案第37号から議案第45号までの各会計予算審査については、説明及び質疑を省略し、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任して、付託の上、審査することにしたいと思います。これに異議ありませんか。</p>
加納議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>ここで一たん本会議を休会し、休会中に予算審査特別委員会を開催し、付託案件の審査をすることにしたいと思います。これに異議ありませんか。</p>
加納議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、委員会審査が終了するまで休会とすることに決定いたしました。</p> <p>引き続きこの場所において予算審査特別委員会を招集します。</p> <p>本日の本会議はこれにて散会します。</p>

(午前10時17分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員